

年 月 日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 あて

所在地
受注者 商号又は名称
代表者氏名

掛金収納書の提出遅延理由申出書

下記の工事に係る建退共掛金の購入状況につきましては、契約後1か月以内（電子申請方式を選択した場合は40日以内）に報告することができません。

つきましては、工事完成時までのうち速やかに掛金収納書（証紙貼付方式を選択した場合は、掛金収納書提出用台紙に貼付）を提出します。

工 事 名	
契 約 年 月 日	年 月 日
共 済 証 紙 購 入 予 定 時 期	年 月 日
共済証紙を購入し期限内に報告ができない理由	

- ※ この報告書は、契約締結後1か月以内（電子申請方式を選択した場合は40日以内）に共済証紙購入報告書の提出ができないときにあらかじめ工事発注課へ提出してください。
- ※ 電子申請方式を選択の場合は、共済証紙を退職金ポイントに読み替えるものとします。

掛金収納書の提出 遅延理由申出書作成上の注意

この申出書は、500万円以上の工事請負契約を締結した場合に、契約締結日から1か月以内（電子申請方式を選択した場合は、40日以内）に提出しなければならないこととされている「掛金収納書」について、期限内に提出することができない特別な理由がある場合に、あらかじめ提出しなければならない。

1 遅延理由申出書の書き方

- ・ 「工事名」、「契約年月日」は、契約書のとおり記入すること。
- ・ 「共済証紙購入予定時期」は、必ず記入すること。なお、証紙購入後は工事完成時までの間に速やかに「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」等を提出すること。
- ・ 「共済証紙を購入し期限内に報告ができない理由」は、例えば、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等である。